

●被害は世界各国で報告されています



ウィスコンシン州
ミルウォーキーの国道沿いに設置された
アメリカの被害者団体による大看板
**エレクトロニックハラスメントは
『拷問』に等しい。
多くのアメリカ市民が被害者に。
次はあなたが？**

アメリカの被害者団体は上の大看板で電磁的拷問の危険性を訴えています。

当会では2016年1月現在、全国で約1642名の被害者を確認し、被害者同士を繋げ、孤立から救済しています。

アメリカでは、ペンシルバニア大学学長エイミー・ガットマン氏を議長とし、生命倫理問題の研究のため、生物医

学の進歩と科学技術の関連分野から出てくる可能性がある、生命倫理の問題について大統領に助言する「**生命倫理問題に関するアメリカ大統領諮問委員会**」でもすでに取り上げられています。2011年2月28日、3月1日の4回目の会議の際、アメリカの被害者28名による公聴会もすでに行われました。

テクノロジー犯罪には国境線がありません

●日本では…

2016年には確認被害者が1642名を超えました(この数は「これが電磁波やその他の科学技術による犯罪行為である」と気付いている方の数です)。

一般的には社会的な認知や周囲の理解が足りないため病気と認識され、被害者であるにも関わらず不当な扱いを受け、二重、三重の苦しみを受けている被害者が大勢います。また、訴えが届かないまま自ら死を選んだ被害者もいます。

テクノロジー被害

考えが読まれている、睡眠妨害、声・音が聞こえる、頭の締め付け・痺れ・痛み、恐怖心・不安感の増幅、不自然な夢、心臓等内臓の痛み、意識への介入、精神を侵される不安、脳活動の抑制・活発化、睡魔

人的嫌がらせ被害

盗聴、人・車によるつきまとい(尾行・ストーカー)・見張り、盗撮、隣人の不審な動き、不審な言動、パソコンへの介入、電気製品の故障、うわさ、にらみつけ・つば吐き等敵意ある態度、電話機の異常、家宅侵入

●当会の活動

孤立している被害者同士を繋ぎ、早急な法整備を求めて最前線で活動する団体、「NPOテクノロジー犯罪被害ネットワーク」にご理解・ご協力を。

相談会
月2回

定例会
月1回

各地集い開催
(札幌・仙台・名古屋・大阪・福岡・沖縄)

被害者の皆様には上記活動でお答えしています。詳細は下記事務所にお問い合わせ下さい。

NPOテクノロジー犯罪被害ネットワーク

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋2丁目9番6号 東西館ビル本館47号室

TEL&FAX:03-5212-4611 E.mail:techhanzainetinfo@ybb.ne.jp

http://www.geocities.jp/techhanzainetinfo/

理事長:石橋輝勝



被害者居住県

1642名

2016年1月16日

- 1~5人
- 6~17人
- 18~62人
- 63~99人
- 100~384人

